

お知らせ

建築基準法第42条第2項道路の非課税措置について

- 建築基準法による道路後退敷地の固定資産税が、申請により非課税となります。
- 4月から12月までに申請した場合、翌年度分から非課税となります。
 ※1月から3月までに申請した場合、翌々年度分からの非課税となりますので注意してください。
 なお、不明な点は、新居浜市建設部建築指導課(TEL 65-1273)までお問い合わせください。

後退部分の非課税を希望される場合は下記の書類を建築指導課まで提出して下さい。

【提出書類】

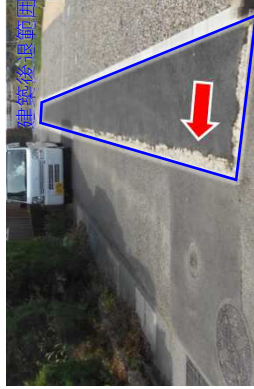
- 非課税申請書
- 検査済証
- 付近見取り図（住宅地図等）
- 配置図（1／100程度）
- 丈量図（後退面積がわかるもの）
- 公図の写し
- 後退部分の状況写真
- 舗装申請書（後退部分と敷地の間に布基礎等が必要です。）

（※注意）道路後退部分が公道としての形態を保たれなくなると、この非課税措置は、撤廃されます。

書類	概要説明	チェック欄
① 非課税申請書	所定の用紙に記入し印鑑（認め印）を押してください	
② 検査済証	建築確認の手続きで建物の完成後に発行される 検査済証 の写し	
③ 付近見取り図	住宅地図や 確認申請書の付近見取り図 の写し	
④ 配置図	建築確認申請時に添付されている図面 で敷地の形状や建物の位置を示している図面	
⑤ 丈量図	道路後退部分の面積が確認できる図面（筆毎に計算） （面積計算表、寸法線を表示）	
⑥ 公図の写し	公図又は測量図の写し	
⑦ 後退部分の状況写真	道路後退の状況が明確にわかるもの。後退部分と敷地の間に布基礎等の設置がない場合は、申請者が後退線のポイントごとに入った写真	
⑧ 舗装申請書	舗装を希望される方は所定の用紙に記入し印鑑（認め印）を押してください ※現地状況により舗装を施工できない場合もあります。	

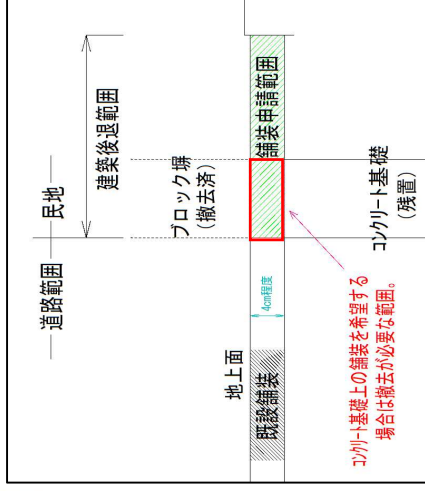
道路後退敷地に関する舗装工事における注意点

【民地構造物】



民地構造物が路面上に残っている場合、構造物の上は舗装出来ません。構造物の上を舗装する場合、路面から4cm程度の切り下げが必要となります。

イメージ図

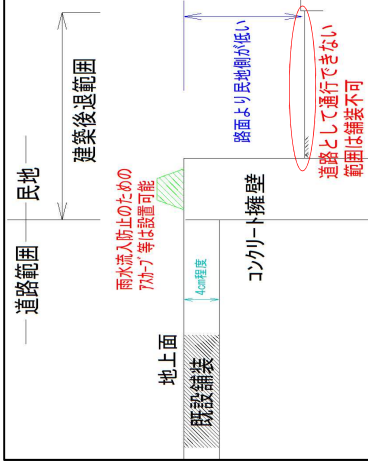


【道路との段差】



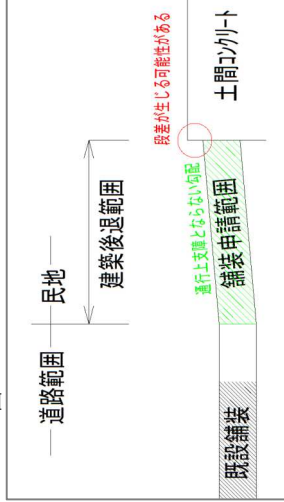
道路後退敷地が路面より低く通行が出来ない場合は、舗装出来ません。また、道路後退敷地を分筆・寄付した場合でなければ擁壁を移設することも出来ません。道路面から民地内への雨水流入を防止する対策については対応可能です。

イメージ図



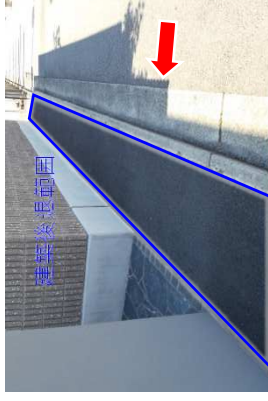
【舗装擦り付け】

イメージ図



道路を通行するのに支障とならない程度の勾配で擦り付けるため、現状路面と宅地の段差が大きい箇所については、宅地の高さまで擦り付けることが出来ない場合があります。

【道路側溝】



道路側溝等の道路施設については、道路後退敷地の分筆・寄付が無い場合、後退線への移設は出来ないため、現状の場所に道路側溝等を残置し、道路後退敷地を舗装します。※道路後退敷地によって移設出来ない場合もあります。

【その他】

- 周辺へ排水施設が無い場合、舗装勾配を調整し、滞水が発生しないように検討しますが、前面道路へ水たまりが出来る場合があります。
- 舗装は道路後退敷地を対象としており、自主後退部分を舗装する場合は自己負担となります。
- 道路後退敷地の舗装申請するにあたり、ブロック等の構造物の外、大きな石についても事前に撤去をお願いいたします。
- 施工時期は申請後1～2か月程度の見込みであるが、時期によっては更に期間を要する場合があります。
- 施工日は調整しますが、希望に添えない場合があります。
- 現地状況に応じて部分的に舗装が出来ない場所が発生する可能性もあります。
- 上記以外でも現地状況に応じて、相談を要する事象もあります。
- 原則、非課税措置の対象となっている道路後退敷地について舗装工事を行います。